

第 17 回（令和 8 年度）農林水産省料理人顕彰制度「料理マスタース」応募要領

制定 令和 8 年 3 月 30 日付け 7 新食第 2787 号

1 趣旨

我が国の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が変化中、農業の持続的発展と食品産業の健全な発展に向けて、農林水産物等の付加価値向上やブランド化に向けた取組とともに、食料の持続的な供給を図るための農林漁業者から消費に係る関係者の連携等が求められています。

こうした中、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさや奥深さ、その魅力に誇りとこだわりを持ち続け、生産者や食品産業等と連携した、地産地消や日本の食文化の普及等の様々な取組に尽力されている料理人を顕彰し、その更なる取組と相互の研さんを促進することにより、我が国農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図ります。

2 顕彰の対象者

提供する料理・サービスが優れていると認められる現役の料理人（パンや菓子の職人を含む。）のうち、5 年以上にわたり次のいずれかの取組を行い、他の模範とするにふさわしい功績のあった者（過去 5 年以内に禁錮刑以上の刑に処せられた者及び日本国内で叙勲され、又は褒章を授与された者を除く。）

＜対象となる取組＞

（1）国内の農林漁業者等と連携した取組

産地と連携し、地域の風土や調理法に適した農林水産物の導入、伝統野菜の復活や地域特有の農林水産物の発掘、又は地場の素材を活かしたメニュー開発等を行い、農林水産物の取引の継続や伸張等を通じて、国内における産地の形成や農林漁業者の所得向上等地域の活性化や雇用の拡大、地域の食文化の継承・発展、食育の推進等に貢献する取組

（2）国内の食品産業等と連携した取組

食品産業等と連携し、地域の食材を利用した食品や調味料の開発等によって、地域の食材の普及や食文化の発展、地域の活性化等に貢献する取組

（3）海外での日本食の普及等の取組

日本の食材や食文化、調理技術等について、日本人以外の料理人への教授・指導や、これらを取り入れた海外店舗の展開等を通じ、海外における日本の食文化普及に貢献する取組

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、本顕彰の趣旨に照らしこれらと同等程度の貢献が認められる取組

※注 1 これらの取組には、料理人個人のみならず、料理人の所属する飲食店、旅館、ホテル等の経営者や食材調達部門等の者と共同して行われたものも含まれます。

※注 2 各取組については、5 年以上にわたり取り組まれており、かつ、現在も継続して取り組まれているものを対象とします。

3 顕彰の種類及び受賞者

（1）ブロンズ賞：5 名以内

「2 顕彰の対象者」に規定する対象者

（2）シルバー賞：3 名以内

（1）に掲げる者のうち、ブロンズ賞を受賞後、引き続き 5 年以上にわたり同様の取組を行

った者であって、他のブロンズ賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が認められる者

(3) ゴールド賞：2名以内

(2) に掲げる者のうち、シルバー賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のシルバー賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が顕著に認められる者であり、その活動や考え方が後進のロールモデルたり得ると考えられる者

4 応募

(1) 応募方法

(2) 各賞ごとの応募用紙を以下の農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入してください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/kensyou/index.html>

※ブロンズ賞の応募用紙は、別記様式1～3（別記様式3は該当する取組を記載）

※シルバー賞の応募用紙は、別記様式1・2

※ゴールド賞の応募用紙は、別記様式1～3

イ 参考資料（任意）は、メニュー、パンフレット、ウェブサイト等、取組の内容を具体的に示すものとし、その資料がどの取組を示すものであるか応募用紙及び参考資料に明記してください。なお、枚数は、A4サイズで最大10枚（片面）までとします。

ロ 応募用紙及び参考資料（任意）を農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」事務局（以下、「事務局」という。）宛てに電子メール（kensyouseido@maff.go.jp）で提出してください。なお、電子メール以外の提出は一切受け付けませんので、御注意ください。

※ファイル転送サービス、拡張子が「.ZIP」の添付ファイル、容量7MB以上のものは、セキュリティやサーバーの都合上受信できないため、ファイルを分割して送信してください。

ハ 応募期間

令和8年3月30日（月曜日）から令和8年4月30日（木曜日）17時00分まで

※応募期間を超えての提出はいかなる理由があっても一切受け付けませんので、御注意ください。

(3) その他

① 応募書類の作成・提出にかかる費用は応募者の負担とします。

② 事務局から応募者に対して、記載内容の確認、質問、追加資料の提出依頼等をする可能性があります。事務局から連絡があった場合は、適切かつ確実に対応してください。なお、適切な対応がなされない場合又は一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外いたします。

③ 審査に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承ください。

5 受賞者の決定

審査の結果については、すべての審査が終了した後に、事務局から原則電子メールで連絡いたします。また、受賞者の決定についてプレスリリースを行うとともに、農林水産省のウェブサイト等に掲載いたします。

6 授与式

受賞者に対しては、授与式において「料理マスターズ」の称号（証書）、メダル及び襟章の授

与を行います（令和8年11月中に都内での開催を予定）。

7 個人情報の取扱いについて

応募書類等に記載された個人情報は、本顕彰制度に関わる事項以外には使用しません。また、応募に伴う個人情報の取扱いについては、応募された段階で同意を得られたものとします。

8 その他

受賞者は、国等が実施する「料理マスターズ」に関する広報・PR活動、各種イベント等に協力いただきます。

なお、受賞後に、受賞者としてふさわしくない行為等が確認された場合には、受賞を取り消し、授与証、メダル及び襟章を返納していただきます。

9 提出先及びお問合せ先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」事務局

直通電話：03-6744-2053

E-mail：kensyoseido@maff.go.jp